

許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

＜収集運搬会社一覧表（複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入）＞

会 社 名	住 所	許 可 番 号		許 可 内 容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

1号文書（収集運搬用）				2号文書（処分用）			
1万円	未満	1,000万円	以下	1万円	未満	1,000万円	以下
10万円	以下	5,000万円	以下	100万円	以下	5,000万円	以下
50万円	以下	1億円	以下	200万円	以下	1億円	以下
100万円	以下	5億円	以下	300万円	以下	5億円	以下
500万円	以下			500万円	以下		

(平成26年4月現在)

収 入
印 紙

年 月 日

ある場合に限る。 ◎それぞれ実線で結ぶ。

		運搬用		処分用		運搬 処分用	
事業者 (甲)	住所						
	名称						
	代表者	(以下甲という)					
収集運搬会社 (乙)	住所						
	名称						
	代表者	(以下乙という)					
	許可番号	排出場所	積替・保管場所	積替・保管場所	処分場所		
		(都道府県・政令市)	(都道府県・政令市)	(都道府県・政令市)	(都道府県・政令市)		
	許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () 石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ()) 水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ()) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()					
	許可車両	() 台					
処分会社 (丙)	住所	奈良県高市郡明日香村雷366-3					
	名称	株式会社 島田工務店					
	代表者	代表取締役 島田昌則	(以下丙という)				
	許可番号	02924195132	(都道府県)	政令市	奈良県		
	許可区分	中間処理	最終処分				
	許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () 石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ()) 水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ()) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()					

委託内容)
第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す内の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。
(処理料金)
第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む。以下同じ）により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

1. 工事名	甲が排出事業者となる各工事
2. 排出場所	甲が排出事業者となる各工事現場
3. 委託期間	年 月 日 から 年 月 日まで
4. 積替・保管場所経由の有無	(有) (無)
a) 施設の内容	

会 社 名		施 設 所 在 地	
許 可 品 目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他() 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他()) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他())		
保 管 上 限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)	許 可 番 号	

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否（許・否）

廃棄物の種類		契 約 単 価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
		収集運搬(a)	処 分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
アスファルト・ コンクリートがら		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
その他がれき類 ()		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・埋立 ()	m³ t,m³/日	
廃プラスチック類		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・溶融・圧縮 ()	m³ t,m³/日	
金 属 く ず		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
紙 く ず		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・焼却・圧縮 ()	m³ t,m³/日	
木 く ず		円/(t,m³,台)	15,000 円/(t,m³)	50 台 t,m³	破碎・焼却 ()	m³ t,m³/日	(株) 島田工務店 奈良県大里市 福住町4318番1
繊 維 く ず		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・焼却・圧縮 ()	m³ t,m³/日	
廃石膏ボード		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・埋立 ()	m³ t,m³/日	
建 設 汚 泥		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	脱水・埋立 ()	m³ t,m³/日	
混合 廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	()	m³ t,m³/日	
	管理型 品目含む	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	()	m³ t,m³/日	
石綿 含有 産業 廃棄物	がれき類	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	溶融・無害化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	溶融・無害化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
	廃プラスチック類	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	溶融・無害化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
	そ の 他 ()	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	溶融・無害化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)		(台,本 円/kg,m³)	(台,本 円/kg,m³)	台,本 kg,m³	破碎・不溶化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
その他		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	()	m³ t,m³/日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	溶融・無害化・埋立 ()	m³ t,m³/日	
		円/(t,m³,台)	円/(t,m³)	台 t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
合計 予定数量		50	(t,kg,m³,台,本)	必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計 予定金額		収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 750,000円				
事前協議の要否		要 ・ (否)					

*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力		
02924195132	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	燃料用木製チップ	燃料用木製チップ	製紙用木製チップ	製紙用木製チップ		
売却先等	(株) I・T・O	兵庫パルプ工業(株)	王子木材緑化(株)	兵庫パルプ工業(株)		
再生品目						
売却先等						

[illegible][illegible][illegible]